

# 正倉院文書の機能情報解析

口頭伝達と書面

山口英男

Analysis of Functional Information of Shosoin Documents : Oral Communication and Documents

YAMAGUCHI Hideo

はじめに

- ① 情報の定着・伝達と書面
  - ② 受命の書面
  - ③ 経巻の奉請と書面
- おわりに

## 【論文要旨】

正倉院文書は、官司の現用書類が不要となり廃棄されたものである。この点で、多くの古文書とは異なる特徴を有しており、文書の機能情報を抽出・解析する上でも、これに対応した手法・手順が求められる。正倉院文書の解析は、業務の解析に他ならない。そのためには、書類からの情報抽出において、書類の作成から利用・保管・廃棄に至る履歴を明らかにすること、その際、書類の用いられる場の変化に着目することが重要である。

この点で、古文書学における文献史料（文字資料）の三分類（文書・典籍・記録）や、近年指摘されているその見直しの議論に注目できるが、その方向性には疑問もある。文字資料は「文字を用いて情報を何らかの媒体に定着させたもの」であり、情報の受け手に何らかの影響（働きかけ）を及ぼす。ただし、単なる情報の移動と、意識

的な情報の伝達とは区別されなくてはならない。情報の伝達においては、正確性、確実性が求められることから、文書様式・書札札等を含め、様々な「仕掛け」が施される。「仕掛け」の有無には機能上明確な差異が存在し、業務解析においては、そうした「仕掛け」に着目することで様々な知見を抽出することができる。

以上の観点から、某者宣を書き留めた受命の書面、経巻奉請に関する書面を取り上げ、命令や依頼の内容を書き留めただけの書面の存在と、その業務進行上の役割を検討することで、口頭伝達と書面伝達とが併存する具体的な様相を明らかにし、伝達のための「仕掛け」を持たない書面が場を移動しながら利用されることの意味を論ずる。

【キーワード】 正倉院文書、古文書学、宣旨、写経所、古代史料学

## はじめに

正倉院文書は、律令制下の一官司である東大寺の写経所で利用されたのち、不用となって廃棄された書類群である。業務のために作成・利用・保管された現用書類であること、そして廃棄書類であることが、正倉院文書の特徴である。この点で、何らかの理由から選択され保存された結果伝来した多くの古文書とは、異なる性格を有している。一方で、日本古代史の解明に大きな役割を果たす史料である木簡も、現用書類が廃棄されたものである点で、正倉院文書と共通の性格を持っている。こうした史料が大量に存在し、その利用が不可欠であることが、日本古代史料研究の特質である。

書類としての上記の特質から、正倉院文書の解析は、その書類を用いて行われた業務を具体的に明らかにすることに通じている。書類の持つ機能情報をいかに豊富に抽出するか、解析のための手法が求められる。記載内容の理解はもちろんであるが、下書・清書・控の別や貼継状況などの書類相互の関係、追記・訂正・抹消、合点などの記号的記載等について、業務遂行との関係の中でそれらの役割、意味するところを推し量っていく必要がある。時間の進行や場の変化についても、見極めなくてはならない。要するに、作成から利用・保管・廃棄に至る書類の履歴、特に書類の用いられる場の変化を明らかにすることが必要である。この作業を通じて、正倉院文書からより多くの情報を抽出し、新たな歴史的知見が蓄積されていくことが期待できる。

ここでは、現用・廃棄書類の機能情報解析に必要な視角を検討し、それを応用したいくつかの試みについて報告したい。

## ①情報の定着・伝達と書面

書類から、その機能情報を解析し、書類を用いた業務の具体像を明らかにしようとする場合、書面の性格・機能を見分けるための分類や指標が必要となる。この点で、古文書学において伝統的に行われている三分類（文書・典籍・記録）の基準や、その基準に関する近年の見直しの議論と類似するところがある。これについてはすでに述べたことがあるので、ここでは詳しくは触れないが、書面に記載された情報の「他者への働きかけ」の位置付けについて、筆者の考えを改めて整理しておきたい。

文字資料、すなわち書面とは、「文字を用いて情報を媒体に定着させたもの」と定義できる。書面は、その読み手、すなわち情報の受け手に対して、大なり小なり何らかの影響（働きかけ）を及ぼすと考えられる。何の影響（働きかけ）も生じないということは、その文字が理解されない、あるいは文字として認識されないといった理由から、その情報が受け手に受け取られていないことに他ならない。したがって、書面に「他者への働きかけ」があるか、無いかという基準を用いて書面を区分することは適切とは言えないであろう。すべての書面は「他者に働きかける」ものなのである。情報の移動を、人から人へ音声の世界でのみ行うのではなく、文字によって媒体に定着させて行うのが書面の世界である。情報の移動は、情報を定着させることに共通の属性というべきである。

では、書面による情報の移動はすべて同質かという点、そうではない。そこには様々な差異がある。書面の作成者が、ある特定の受け手のもとへ情報を移動させようとする場合を考えてみよう。書状や命令書・報告書などの伝達の場合である。情報をただ記載した書面を作成しても、それだけでは情報伝達にはならないであろう。正確・確実に情報を伝達し、受け手に適切な影響を及ぼすためには、それなりの「仕掛け」が不可欠

である。伝達すべき情報を受け手に示すための文面上の工夫はもとより、発信者・受信者が誰か、発信者にあやまりがないか（同一者証明）、発信されたのがいつか、内容に真正性はあるか、等々を示す種々の「仕掛け」が施されて初めて情報の伝達はなされる。文書様式、書札礼といったものも、こうした伝達のための「仕掛け」として位置づけられる。そこには、発信側・受信側の社会的関係なども反映される。社会的関係を反映しない情報伝達は成り立たないであろう。単なる情報の定着と、その意識的な伝達では、書面に施される「仕掛け」に違いが生じざるを得ない。その違いに目を向けずに、業務解析を行うことはできない。以下では、単に情報を定着させた書面と、伝達のための「仕掛け」を有する書面を区別して、前者を「定着書面」、後者を「伝達書面」と表記することとしたい。

伝達のための「仕掛け」だけでなく、書面には、その機能や利用の目的に応じた様々な工夫が施される。それらへの目配りが、書面の作成・利用のすべての段階に関して必要であり、そのことによって業務解析の知見はより豊かなものになるであろう。書面作成時においては、記載する情報の分量、書面の利用期間、書面の移動の有無など、様々な要素を勘案して、記載媒体（料紙等）の種類・形態が選択されることになる。例えば、一つの文面が単独の料紙に記載されている場合と、貼り継がれた料紙に他の文面と共に追い込みで記載されている場合とでは、書面として果たしうる機能に違いがある。追い込みで記載した書面を伝達書面として用いることは、通常であれば考えにくい。それが行われているとすれば、他と異なる何らかの理由があったのではないか。業務解析においては、その違いに注目することが重要であろう。また、書面を利用している間にも、利用の便を考えて手が加えられる。料紙の追加や削除、他の書面との貼継、軸や表紙の付加、など種々の行為が考えられる。

以下では、こうした視角を用いることで明らかとなる正倉院文書から

の業務解析の実例について考えていきたい。

## ②受命の書面

情報の定着と伝達の様相を考えるために、正倉院文書に見える受命記録の例を取り上げたい。

例えば、写経所への業務命令（依頼）等が「依天平勝宝元年九月九日大徳宣、所写涅槃經義記」（天平勝宝元年八月写書所解案、古三ノ四二五、続修後集三八裏）といった形で表記される事例は数多く見られる。こうした命令は、ある段階まで宣で伝えられている。宣者には命婦・采女などがしばしば見えるが、そうした宣の内容は、彼女たちの仕える天皇・上皇の命令を伝えるものとみなされる。当時の命令伝達には、命令者の発した命令が、中間的な宣者を介しつつ口頭で受命者に伝達されるという方法があったことが知られる。口頭で伝えられる情報と、書面で伝えられる命令との関係や、音声で伝えられる情報の書面化といった問題に注目できよう。

〔史料1〕石山院牒案 天平宝字六年三月二五日

（造石山寺所解移牒符案 続々修一八ノ三 古二五ノ一七七）

石山院牒 奈良政所

応速<sup>レ</sup>早進上<sup>レ</sup>鑄工二人上手

右、被因八麻命婦廿四日宣云、奉上天皇勅<sup>レ</sup>傳、為鑄

一尺鏡四面、上手工四人許、早速令召者、宣察状、且用

度令勘故、不論日夜、令持調度進上、事有期限、

不得延廻、今具状、附上馬養、以牒、

天平宝字六年三月廿五日主典安都宿祢

大僧都

〔史料1〕石山院牒は、孝謙上皇の勅を伝える因八麻命婦の宣を受け、その命令の内容を奈良政所に伝えたものである。日下に署名している造石山院所主典安都雄足がこの文面を起草したものであろう。因八麻命婦宣を聞き取った雄足が、その内容を書面化したとまずは考えられる。ただし、因八麻命婦宣が雄足に伝わった段階で、既に書面化されていたこともありえるのである。次のような史料もある。

〔史料2〕葛井根道状・東大寺写経所奏案 天平勝宝元年九月八日

（瑜伽論帳 続々修一〇ノ二五 古一一ノ七三 図1）

奉請経事

右、奉色々紙、写（瑜伽）維珂

論、随奉持写、不過今時

令奉請、今状注申

送、

尼公宣

天平勝宝元年九月八日主典葛井根道

付従国嶋

〔東大寺写経所謹奏〕

瑜伽論六卷第一二三四五六卷者

〔以天平勝宝二年七月十六日奉返已訖使山口人成〕  
（追巻）

右、依葛井根道今日宣、貢進如前、但表紙色未

仰給、不得裝潢、謹奏、

天平勝宝元年九月八日女蕃頭従五位上

王

〔裏切封・天地逆〕  
〔東大寺政所 封 平〕

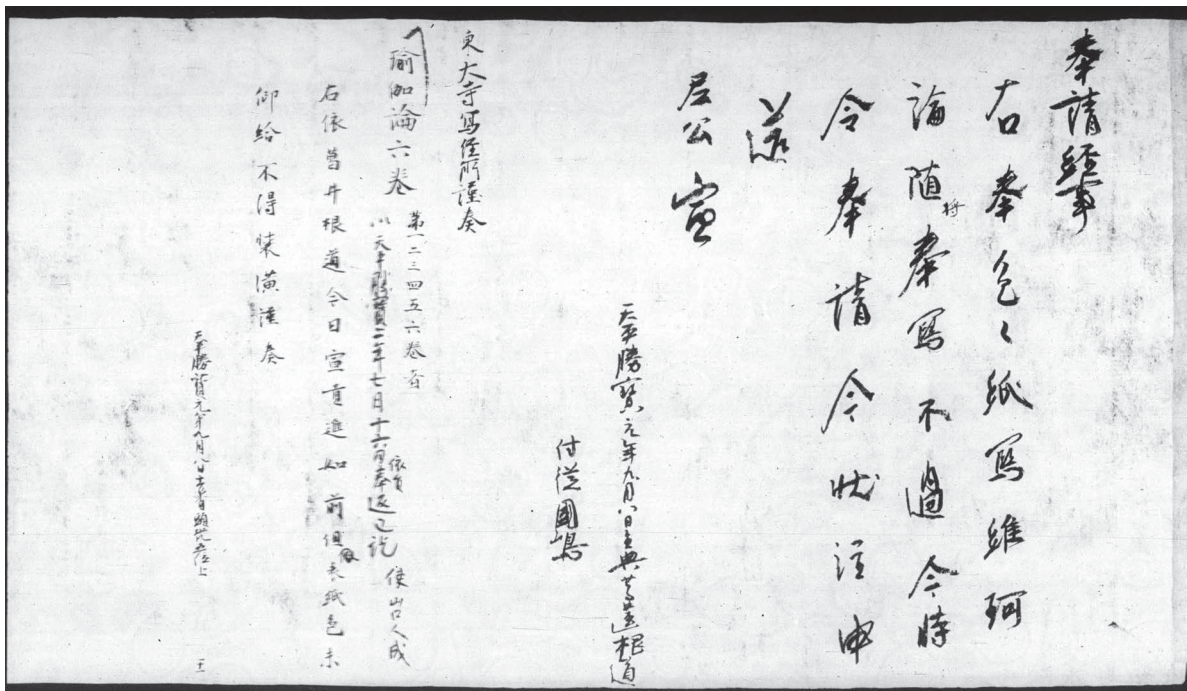


図1 葛井根道状・東大寺写経所奏案（史料2）



〔史料3〕市原王状 (天平二二年) 二月廿五日

(続々修三四ノ一裏 古二四ノ五六三 図2)

(前欠)

一 測法師疏  
(唯識論)

右、承尼公宣云、第一卷写并本、以明日且奉請内裏者、

宜照此旨、若今日不<sup>欲</sup>敢、夜必令写、

一 国師御馬速去、知寺官、東

門令奉入、

二月廿五日市原

〔史料2〕は、葛井根道状の余白に東大寺写経所奏案が書き込まれたものである。葛井根道状は、造東大寺司主典の彼が、瑜伽論書写に關する尼公宣の内容を造東大寺司政所に伝えるために作成した伝達書面である。料紙裏裏に切封痕がある。尼公宣は、孝謙天皇の命令を伝えたものとみてよいであろう。その内容は、写経所で進行中の瑜伽論(瑜伽師地論 全一〇〇卷)書写について、書写し終わった卷は直ちにいったん内裏に届けるようにということであった。余白に書き加えられた東大寺写経所奏案は、その命令に対する応答を報告する写経所奏の文面を控へとして記載したものである。写経所は、書写の終わった六卷について、表紙の色について指示を受けていないので未表装のまま、内裏に真進した。そのうえで、本書面は、「瑜伽論帳」と称する継文に貼り継がれ、保存された。

〔史料2〕によれば、天皇の命令は尼公を介して口頭で葛井根道に伝わり、その内容を根道が書面化し、その書面が根道の従者国嶋によって造東大寺司政所に届けられた。尼公宣は間に根道が介在して伝えられた。

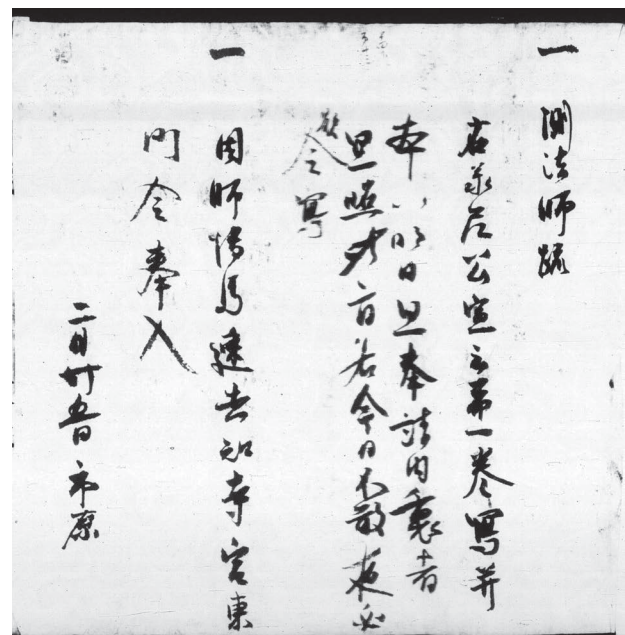


図2 市原王状 (史料3)

〔史料1〕では、因八麻命婦宣が造石山院所に伝えられるまでの経路について何も記されていないが、間に別の人物が介在し、書面が作成されていた可能性も念頭に置いておく必要がある。(史料2)の写経所奏案においては、根道から写経所への伝達は書面によるもので、口頭伝達ではないにもかかわらず、これを宣と称している。さらに、尼公宣ではなく葛井根道宣と表記している。宣者として誰の名前を付するかは、便宜の事情によるのか、何か決まりのようなものがあつたのか、不明といわざるを得ない。

葛井根道状の姿かたち、情報伝達のための「仕掛け」も確認しておきたい。根道状の姿を見ると、当て字のような用字や、文字を補足する傍書があり、筆の流れなどからも、聞き取った内容をその場で書き留めた臨場感にあふれている。封は施されているが、文書の袖を内側にして折

り畳み、封ウハ書が本文と天地逆に記されていることなども、その場のあわただしさを思わせる。「今状注申送」という文言、事書、状を託する従者名の表記の存在、封痕などから、単なる情報の定着でなく、意識的な情報伝達を意図していると判断できる。ただし、文面・書式・形態など十分に整ってはならず、切迫した状況の反映と思われる。(史料3)市原王状も、宣の内容を伝達するための書面の一例であり、通常はこうした形が多く行われたのであろう。

〔史料4〕板野命婦宣(佐伯今毛人奉) (天平勝宝三年) 六月八日

(続々修一六ノ二 古二二ノ一 図3)

(全文朱書)  
薬師経百卷若无者、以観世音経満其  
員之

右、今時不過、早速奉請宅堂、於西

板野命婦宣如前、

六月八日

次官佐伯宿祢今毛人

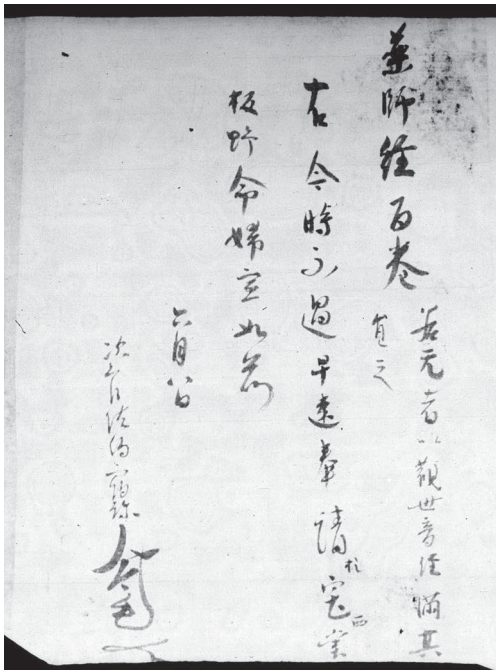


図3 板野命婦宣 (史料4)

〔史料5〕薬師経奉請注文 天平勝宝三年六月八日

(続々修一六ノ二 古二二ノ二)

薬師経百卷 冊卷花軸六十卷梨軸並黄紙及表綺緒十卷翻者

綵帙十枚 町方錦縁地赤着緋裏

以前、依次官佐伯宿祢勝宝三年六月八日宣、奉

請如前、付台舎人沼江道足并敦賀石川等

天平勝宝三年六月八日吳原生人

(吳筆)  
「判令請主典紀朝臣」

(又吳筆)  
「同日奉返了」

一方で、伝達書面ではなく、宣の内容を記録しただけの定着書面が利用される例もある。〔史料4〕板野命婦宣は、板野命婦の宣の内容を受命者である造東大寺司次官佐伯今毛人が書き取った書面である。板野命婦が伝えたのは孝謙天皇の命令と思われ、薬師経一〇〇巻を直ちに宅西堂に届けること、薬師経だけでは数が足りない場合は観世音経を加えて満たすことを写経所に命じている。〔史料4〕は、一枚の料紙に朱筆で書かれていること、補足文字の傍書や筆の運びなどから、〔史料2〕と同様に、口頭の宣をその場で書き取った様子をうかがわせる。

〔史料5〕は、この命令に対応して写経所側で作成された書面で、經典の出入記録というべきものである。送進する薬師経の内訳、送進の事情、使者名を吳原生人が書記し、主典紀池主が判を加え、また出用した經典が同日中に返却された旨が書き込まれている。〔史料5〕は一枚の料紙に書かれているが、高位の相手への送り状の文面とはおよそ考えられない。なお、ここでも、写経所への命令伝達を、板野命婦宣ではなく、次官佐伯宿祢宣と表記していることが注意される。

〔史料5〕の存在から、〔史料4〕に書き留められた情報を、写経所が直ちに受け取ったことは確認できる。しかし、〔史料4〕には、意識的

な情報伝達のための「仕掛け」がほとんど存在しない。単に情報を定着させただけの書面と違ってよいであろう。「史料4」には、写経所に対する佐伯今毛人の指示なり意思なりといったものは、何も記されていない。この間の情報の移動手順については、様々な想定が可能であろうが、「史料4」が、今毛人の受命の場から写経所まで移動したことは間違いない。今毛人自身が届けたことは考えにくく、使者が介在したとすれば、それは「史料5」に見える経典受け取りのために写経所に向いた使者(台舎人)と考えるのが自然である。<sup>(3)</sup>

この事例のように時間的に余裕のない緊急の際に、正式の伝達書面を作成せず、人間(使者)による口頭の伝達が行われることは十分考えられる。口頭伝達が成立するためには、使者が伝達先において面識の持たれている者である必要があるうし、そうでない場合は、伝達内容の真正さ・正確さを証拠づけるものが求められるのではないか。「史料4」のような書面には、そうした役割を果たす意味合いもあつたと考えられる。「史料4」は、伝達のための書面ではなく、口頭伝達を補足する書面、その内容を証明するための書面と位置付けられる。これを、情報伝達を目的とする書面とみなしてしまうならば、業務進行の具体的な様相を見過ごしてしまうことになろう。伝達者・被伝達者相互の関係性にも目を向けないことになる。

〔史料6〕 恵美押勝宣(高丘比良麻呂奉) 天平宝字四年二月一〇日

(続々修一ノ六 古一四ノ三〇八 図4)

〔端裏〕 送東寺安刀佐官所

写一切経料紙墨筆及雜物勘注申送

太師宣

天平宝字四年二月十日

坤宮大疏高丘比良麻呂奉

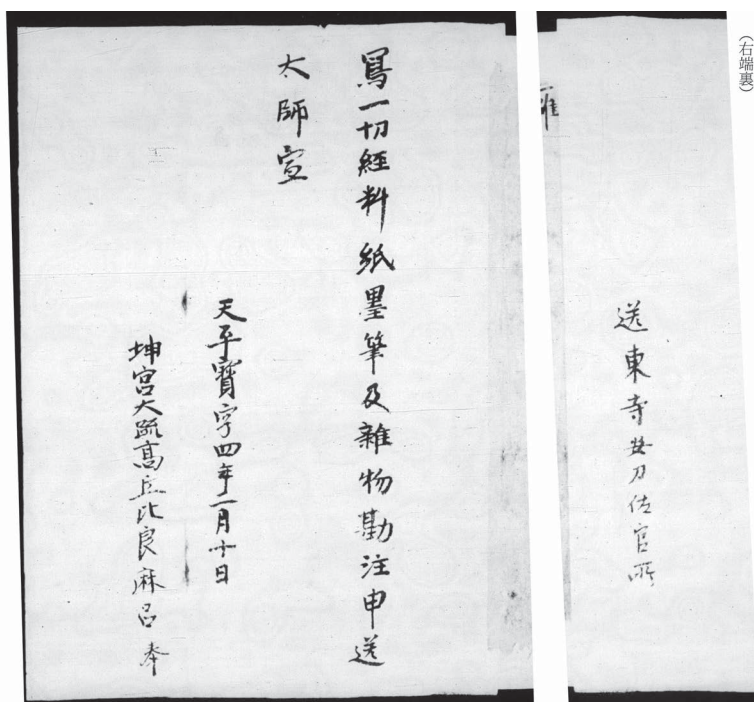


図4 恵美押勝宣(史料6)

〔史料6〕 恵美押勝宣も同様の性格で理解される。一切経書写に必要な紙・墨・筆・雑物を勘注申送せよという大師恵美押勝の宣を、それを聞き取った坤宮大疏高丘比良麻呂が書き留めた書面である。本書面は、口頭の命令を文字で定着させた受命記録であり、意識的な情報伝達のための「仕掛け」を持たない。記録者である高丘比良麻呂の指示なり意思なりといった内容も記されていない。また、文面も正確さ・確実さにおいて不十分と言わざるを得ない。いかなる写経事業に関する勘注を求めているのか、といったことが記されていない。正倉院文書として伝来したものであるから、受命の場から写経所に移動したことは確かであるが、



伝達書面と見なすことは不適切であろう。受命者である高丘比良麻呂は、使者を遣わして押勝宣の内容を写経所の安都雄足に口頭で伝達し、その際に本書面も雄足のもとに届けさせたのであろう。右端裏の下半部に「送東寺安刀佐官所」という本文と同筆と思われる書込があるが、これは使者に対する比良麻呂の指示を書き付けたものであろう。こうした方法をとる比良麻呂と雄足の関係を考える材料ともなる。

〔史料7〕 坤宮官直銭注文・惠美押勝宣（高丘比良麻呂奉）天平宝字二年

九月八日（続々修四四ノ一〇裏 古一四ノ五三―五十四 図5）

（前欠）

溢幡繩一十三匹五匹別六百文 計七貫四百文

椽繩九匹々別五百文直四貫五百文

羅八匹三匹八百文直六貫二百五十文

參河白繩一百九十七匹別七百五十文直一百卅七貫七百五十文

石見調綿一千五十一屯別七十文直七十三貫五百五十文

庸綿六百五十一屯別六十五文直卅二貫三百十五文

合所得直銭二百八十一貫七百六十五文所乗十七文

一応給経師等布施布一千八十三端二丈八尺

端別二百六十文直銭二百八十一貫七百卅八文

天平宝字二年九月八日

太保宣、依所候充造東寺耳、

同少疏高丘比良麻呂奉

〔史料7〕坤宮官直銭注文・惠美押勝宣からも同様の手順がうかがえる。同史料は、金剛般若経等一四〇〇巻書写の布施布一〇八三端二丈八尺の支給を求める造東大寺司の同月五日布施申請解（続々修四三ノ八裏ほか、古一四ノ二八―四五）を受けて、坤宮官でとられた措置を示す内容であ

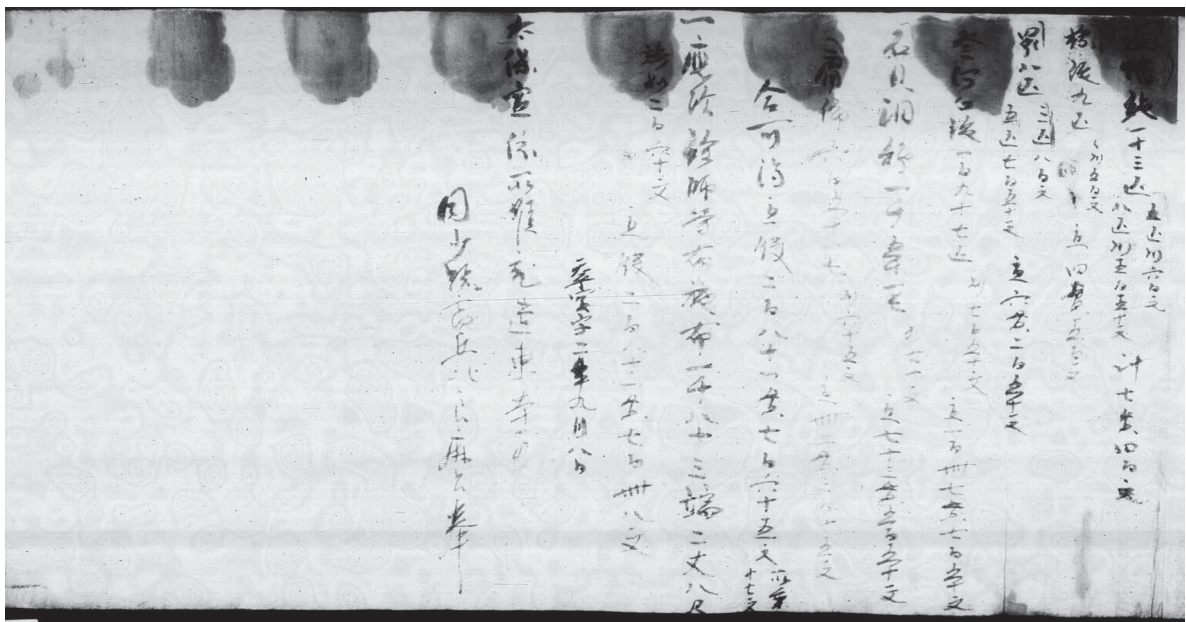


図5 坤宮官直銭注文・惠美押勝宣（史料7）



る。直銭注文は、坤宮官による売却物の品目・直銭とその合計、それを充当して経師らに支給すべき布施の直銭を記載している。その末尾に、あるもの（「候所」）は造東大寺司に渡ししてしまえ、という押勝の宣を、坤宮少疏の高丘比良麻呂が書き留めている。二種類の書面が、同一料紙に書き込まれた複合的な書面である。いずれの書面も、単に情報を定着させただけのものであり、意識的な情報伝達の要素はない。坤宮官から造東大寺司への正式の送り状といった性格では考えられない。押勝の命令は、換金して布施銭に充当するために用意した物品を造東大寺司に引き渡せ、ということであろう。そもそも坤宮官部内への命令であり、造東大寺司への伝達事項ではない。送付の趣旨は写経所へ口頭で伝達されたか、あるいは別途送り状（伝達書面）が発行されたはずである。押勝宣の受命者である比良麻呂が、「史料7」も造東大寺司側に渡したのは、送付する物品の直銭が布施の直銭に相当することを示すためではなからうか。したがって、本書面は送付物に関する補足・説明資料という位置付けで交付されたと考えられる。

〔史料8〕 施薬院解・蚊屋采女宣（高丘比良麻呂奉）・双倉下充注文

天平宝字八年七月（双倉北継文 正倉院御物出納文書

古二六ノ五〇四ノ五〇五 図6）

施薬院解 申請薬事

桂心小壺伯伍拾斤 飯令十箇月料

右、件薬既尽、覓買亦无、因此、雑薬合作

既停、望且請件薬欲作施、今具状、謹請処

分、謹解、

天平宝字八年七月廿五日内豎无位秦忌寸牛養

知院事外従五位下行大外記兼内蔵助高丘連〔白署、下同シ〕比良麻呂

知院事僧「慈瓊」

〔比良麻呂奉〕  
「蚊屋采女宣、宜請東寺所取充用

之者、

廿七日

高丘比良麻呂奉

〔以下異筆〕  
以同日、依数下充、付秦牛養

造寺判官弥努連「奥麻呂」

佐伯宿祢「真守」

使高丘連「比良麻呂」

右虎賁衛佐高麗朝臣「広山」

大僧都賢太法師「良弁」

三綱小維那僧「聞崇」

〔史料8〕 施薬院解・蚊屋采女宣・双倉下充注文も複合的な書面の例である。当初記載されたのは、天平宝字八年七月二五日の施薬院解である。薬の材料となる桂心を用い尽くし、調達できない状況となつてゐることを述べ、桂心一五〇斤の手当を求める内容である。文面・書式から、情報伝達のための書面である。解であるので本来の宛先は大政官となるが、実質的には施薬院から内裏に対する上申書面であろう。

二日後の七月二七日、東大寺に収蔵されている桂心を充当せよという孝謙天皇の命令が蚊屋采女の宣で伝えられた。それを聞き取ったのは施薬院の知院事高丘比良麻呂である。このあとの手順からみて、比良麻呂は東大寺に派遣される使者となるべく内裏に呼び出され、蚊屋采女から天皇の命令を受けたものと思われる。二五日に施薬院から提出された解そのものが、内裏を経て蚊屋采女の手で比良麻呂に渡され、比良麻呂はその余白に宣を書き留めた。<sup>4)</sup>

同日、比良麻呂は、右虎賁衛佐高麗広山と共に内裏からの使者として東大寺に向かい、その倉から桂心一五〇斤を出蔵させ、同道した施薬院

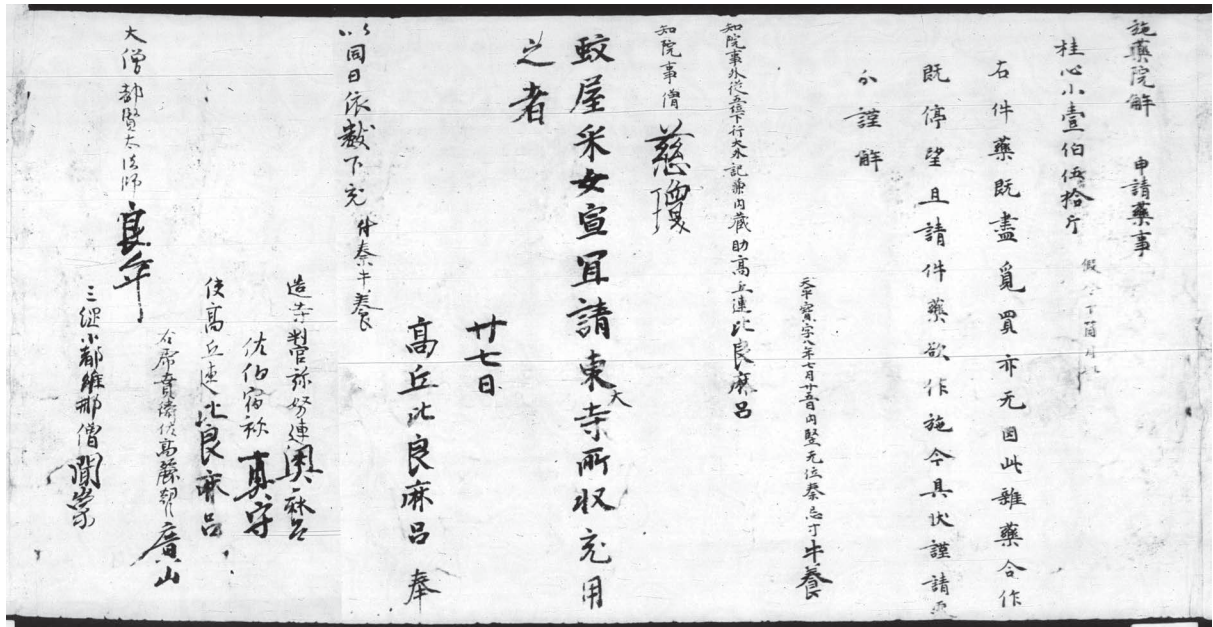


図6 施薬院解・蚊屋采女宣・双倉下充注文（史料8）

の内豎奏牛養がこれを受領した。上記書面の蚊屋采女宣が書かれたさらに余白に、出蔵の旨と、それを確認した造東大寺司・使者・僧綱・東大寺三綱僧ら関係者の署名が書き込まれ、書面自体は、双倉北継文に貼り継がれた。東大寺に対する出蔵の命令は、使者によって口頭で行われ、その際に、施薬院解と蚊屋采女宣を記した書面が東大寺側に渡されたのである。蚊屋采女宣の文面は、情報を定着させただけの内容であり、施薬院に対する命令とも、東大寺に対する命令とも受け取れる。命令先の特定、命令内容の明示という点で、不十分といわざるを得ない。命令を伝達するための書面ではなく、口頭伝達の経緯を示すための補足的書面という位置付けで見らるべきであろう。また、出蔵に至る業務の進行が、この書面一枚に記録されたということもできる。<sup>(5)</sup>

〔史料9〕 双倉北雑物出用帳

（正倉院御物出納文書 古四ノ一九〇～一九四）

（略）

……………（紙継目）……………

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 防葵一斤八兩并紙               | 金石陵一斤十四兩并紙                |
| 蜜陀僧二斤四兩并紙              | 紫雪三斤并紙                    |
| 又一斤二兩并合子               | 胡桐律六斤并紙                   |
| （以下、一六種の品目・分量等の記載、略）   |                           |
| 右、依越前介外従五位下高丘連枚麻呂今月廿九日 |                           |
| 宣旨、即附献於内裏、             |                           |
| 狷皮一兩施安寛師               | 呵梨勒十枚                     |
| 檳榔子五枚                  | 芒消四兩 <sup>已上三種施唐曇淨師</sup> |
| 朴消一兩施法進師               | 芒消一斤七兩                    |
| 呵梨勒五十枚                 | 檳榔子廿枚                     |
| 宍縦容二斤                  | 无食子廿枚                     |

麝香六両已上六種施諸人料 甘草一辛櫃  
 大黃一辛櫃 人心一辛櫃  
 桂心一辛櫃已上病者施藥料遷置 鬼臼一兩施明智師  
 双倉中間  
 ……(紙継目) ……

右、依同枚麻呂宣旨、為施諸病者出、

天平宝字五年三月廿九日

造寺司次官高麗朝臣「大山」(白署、下同)

判官上毛野公「真人」

使越前介高丘連「比良麻呂」

大僧都「良弁」

少僧都「慈訓」

律師「法進」

三綱上座「安寛」

桂心小老伯伍拾斤

右、依賀陽采女今月廿七日宣、充施藥院

合藥料、付内豎无位秦忌寸牛養、

……………(紙継目) ……

天平宝字八年七月廿七日

造寺司判官弥努連「奥麻呂」

佐伯宿祢「真守」

使外從五位下行大外記兼内藏助高丘連「比良麻呂」

右虎賁衛佐外從五位下高麗朝臣「広山」

大僧都堅太法師「良弁」

三綱小都維那僧「聞崇」

(略)

〔史料9〕双倉北雜物出用帳は、同じ倉の出用記録で、〔史料8〕の天

平宝字八年七月二七日の出用についても賀屋采女宣による施藥院合藥料の出用として記載されている。ところで同帳を見ると、天平宝字五年三月二九日に高丘比良(枚)麻呂の宣により、内裏に献上する薬物二一種と、諸病者に施すための薬物一六種の出用が行われている。比良麻呂は内裏からの使者として署名し、薬物を受領している。出蔵命令は天皇から出されたものであるから、この時も比良麻呂には女官等を介して命令が伝えられ、ついで比良麻呂が使者として東大寺に出向いたと考えられる。この間の伝達は基本的に口頭で行われたであろう。ただここで検討しなくてはいけないのは、出蔵すべき薬物の種類・分量は多岐にわたり、これを口頭で誤りなく伝えることはまず不可能と思われることである。女官が比良麻呂に伝達した際にも、比良麻呂が東大寺に伝達した際にも、書面に書き上げられた薬物のリストが用いられたことはまず確実と思われる。その文面・書式・形態は推測するしかないが、出用帳の薬物ごとの記載とほぼ同様の内容が記載されていたことが考えられる。宝字五年の出蔵では、比良麻呂は女官から口頭伝達とともに書面の薬物リストを渡され、東大寺への伝達時にもそれを手交したと考えておきたい。宝字八年出蔵時において、補足参考資料として施藥院解を渡されたのと同様である。ただ、宝字五年の出蔵について出用帳に女官某宣と記載されていないことから見て、この時は比良麻呂は宣の内容を書面に書き留めることはしなかったのではなからうか。そして、宝字八年に再び使者を務めた際に、前回の経験を踏まえて、命令の出所が明らかとなる記載作法を工夫したのかもしれない。<sup>(6)</sup>

### ③ 経卷の奉請と書面

情報を定着させたのみの書面の移動の様相は、經典の奉請関係書面からもうかがえる。<sup>(7)</sup>



〔史料10〕経疏出納帳

(天平二〇年七月)

A 僧嚴智啓

天平勝宝二年六月一八日

B 大安寺経本奉請注文

天平勝宝二年十一月二八日

C 自平撰師所疏本奉請注文

天平勝宝三年二月二四日

(塵芥二一裏 古二一ノ二五六〜二五九)

..... (紙継目) .....

A 啓 勅旨為一切経所 奉請花嚴経恵苑師疏事

合六卷第一卷 第四卷末 第五卷 第八卷  
第九卷末 第十二卷末

以前、随在進送如件、自余卷、他人処

□借合間、不得乞集、随□

□以顯、謹啓、

天平勝宝二年六月十八日僧嚴智

(以下、余白の記載、略)

..... (紙継目) .....

B 奉請経合十二部卅三卷

小品般若経第十卷

悲華経一部十卷

菩薩行方神通变化経上卷

離垢慧□□□□

勝幢辟印陀羅尼経一卷

以三年四月廿日  
慈仁八十阿積□経一卷

弥勒下生経一卷

比丘聴施経一卷

初度三昧経三卷

毗羅三昧経二卷

救護身命済人疾病苦厄経一卷

辟喻経十卷

已上、大安寺本者、

天平勝宝二年十一月廿八日

吳原生人 鴨(筆)

〔(異筆)勝宝三年十月七日付他田水主奉返之〕 三嶋宗万呂

〔(又異筆)勘出小寺主〕□□□□  
(自著 下同)

金堂司「行経」

..... (紙継目) .....

C 平撰師所奉請疏合卅一卷

〔(金剛)般若論二卷

二十唯識論一卷

〔(六門教)祇習定論一卷

答難頭宗論(二卷)

〔(真)三具足経翻訳記一卷

宝髻経討要(一巻)

〔言要決六卷

序廻論翻訳記一卷

撰大乘論十五卷

金剛般若波羅蜜破取不壞仮名論二卷

右疏、以天平勝宝三年二月廿四日奉請、

他田水主

..... (紙継目) .....

〔史料10〕経疏出納帳を見てみよう。同帳は、勅旨写一切経所が他所から借用した經典に關わる書面を貼り繼いで出納の台帳としたものである。〔史料10 A〕僧嚴智啓は、写経所に花嚴経恵苑師疏を貸し出した際の送り状(伝達書面)で、これを出納帳の中に貼り繼いでいる。当初の貸出時に恵苑師疏全巻が揃わなかったため、その分を後日追加して貸し出しており、写経所がそれを受領した記録や、返却した際の記録が余白に書き込まれている。

〔史料10 B〕大安寺経本奉請注文は、大安寺から借用する經典を写経所側で書き上げた書面である。余白の追記のうち、「勝宝三年十月七日」云々は經典返却時に写経所側で書き込んだ記録であるが、問題となるのは、「勘出小寺主」□□□□/金堂司「行経」という僧侶の判(署名)である。書面の内容から見て、この僧侶は大安寺僧と考えざるをえず、とするならば、この書面は写経所で作成されたのち、いったん大安寺まで移動し、その上で写経所に戻り、出納帳に貼り繼がれたことになる。本書面は、文面・書式からみて、借用依頼状のような伝達書面とは考えられず、經典借用のために派遣された使者が持参した經典リストに類する

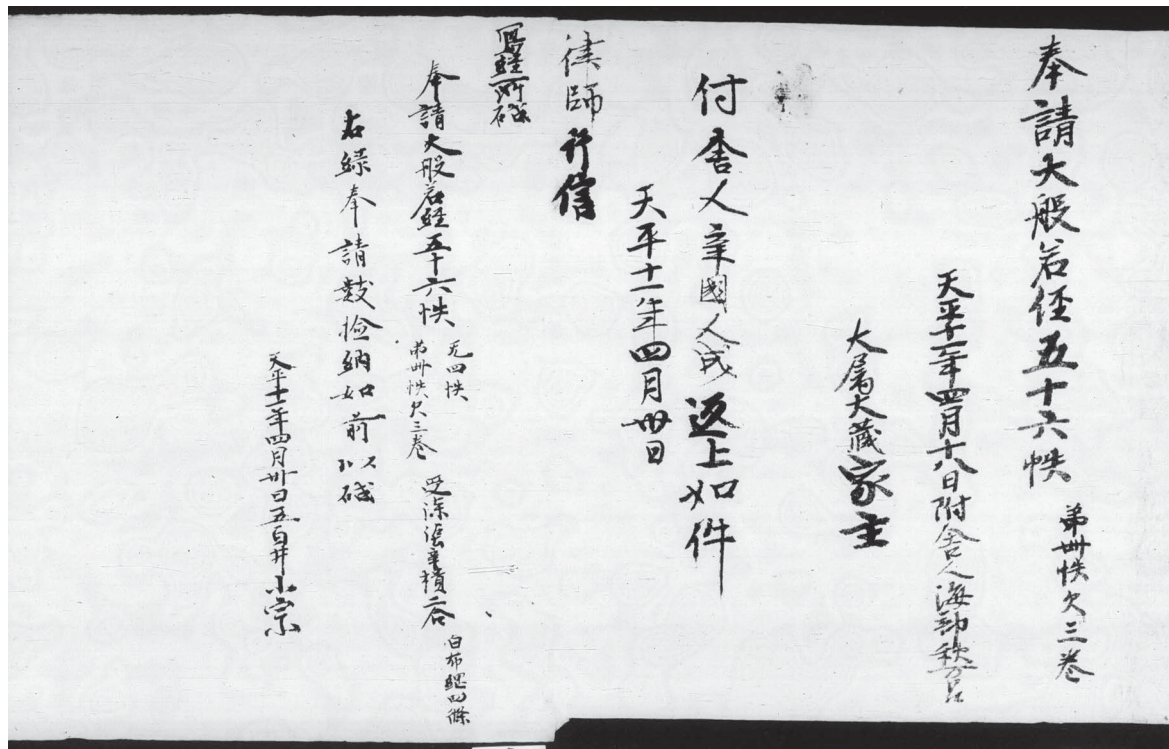


図7 皇后宮職大般若經奉請注文・北大家写經所啓 (史料11)

ものであろう。その書面に大安寺僧の署名が書き込まれたのは、大安寺側の出納管理・確認上の必要といった理由が考えられよう。

經典借用の使用者が、手控えとして經典リストを持参することが行われていたとすると、同じ出納帳に貼り継がれている〔史料10C〕自平撰師所疏本奉請注文なども、その用途を見直す余地がある。同書面は、写經所が平撰師所より借用した經典を書き上げたものであるが、一枚の料紙に記されていて、記載のあとには余白が存在する。これは、出納台帳として貼り継がれる以前に、一枚の書面の形で利用された可能性を示している。〔史料10C〕には、〔史料10B〕のような相手先の書き込みはないが、文面・書式・形態はほぼ共通といつてよい。〔史料10C〕も、使用者が經典借用先まで持参する經典リストとして作成・利用され、經典借用後、經疏出納帳に貼り継がれたものと推定できよう。多種多量の經典の貸借の際に、書面化したリストが伴うことが少なからず行われていたと考えられる。

〔史料11〕写經司雜受書并進書案文及返書 天平一〇年三月

A 皇后宮職大般若經奉請注文 天平一一年四月一八日

B 北大家写經所啓 天平一一年四月三〇日

(続々修四ノ二〇 古七ノ二五四〜二五五 図7)

(紙継目)

A 奉請大般若經五十六帙 弟冊帙欠三卷

天平十一年四月十八日附舍人海部秋万呂

大属大蔵「家主」

(異筆)

付舍人辛國入成、返上如件、

天平十一年四月廿日

律師「行信」

B 写経所啓

奉請大般若経五十六帙无四帙  
第卅帙欠三卷 受漆塗辛積二合 白布綱四条

右、縁奉請数、検納如前、以啓、

天平十一年四月卅日五百井「小宗」〔自署〕

..... (紙継目) .....

〔史料11A〕皇后宮職大般若経奉請注文・〔史料11B〕北大家写経所啓は、天平十一年四月の皇后宮職写経司から北大家写経所への大般若経の貸出に関する書面で、継文をなしている。榮原永遠男氏によれば、写経司は四月一八日に大般若経五六帙（そのうち第四〇帙の三卷は欠）を律師行信のもとに貸し出していたが、同三〇日に行信のもとに使者を派遣してそれを返却してもらい、直ちにそのまま北大家に貸し出したという状況が明らかにされている。<sup>(8)</sup> 書面の内容を確認すると、〔史料11B〕は、大般若経を受け取った（検納した）旨の北大家写経所から写経司宛ての受領状（伝達書面）である。その前提となるのが〔史料11A〕であるが、内容面で若干の検討を要する。同書面は複合書面で、前半は四月一八日の写経司から行信への貸出について記録した内容であり、後半は、その余白に書き込まれた行信から写経司宛ての返送の送り状（伝達書面）である。前半部分について、榮原氏は皇后宮職から行信への貸出時の送り状の正文と解されたが、文面に何ら伝達の「仕掛け」に相当する内容が無く、伝達書面と見なすことは難しいと思われる。むしろこの文面は、經典の出用を記録する場合の典型的な文言である。写経司側の出納記録として当初書き記された文面と考えられるのではなからうか。行信から返却を受けて、直ちに北大家へ経巻を届けることになっていたとすると、行信から返却を受けたことの証拠書面、返却即貸出しの事情を示す書面を残す必要があったのではないか。そのための用意として、写経所側の

出納記録の書面を使者に持参させて行信のもとに届け、返却の旨を書き込んでもらった可能性もありそうである。一つの想定としてそうした事情を考えておきたい。

〔史料12〕奉請文

（天平勝宝四年）

A 備中宮奉請注文

天平勝宝四年五月二三日〔図8〕

B 興福寺慈訓師所奉請注文

天平勝宝四年五月二三日〔図9〕

（続々修三ノ一〇裏 古三ノ五七六く五七七、二ノ二九八く二九九）

..... (紙継目) .....

A 四天王経 後緑経

（天平勝宝四年五月廿三日事知県犬甘繩麻呂

木穗子経 伽宅経

主典阿刀連酒主

合経四部

天平勝宝四年五月廿三日事知県犬甘繩麻呂

〔自備中宮奉請如件、宜能探求、暫

令奉請、

（生人筆） 主典阿刀連酒主

〔四天王経 木串子経

右、奉請市原宮、

知呉原生人

〔追筆〕 〔以六月一日奉返訖 収生人〕

..... (紙継目) .....

B 〔奉請経十二卷〕

（撰筆、下同シ）

〔正〕 虚空藏菩薩神呪経一卷

〔以上三卷雜経第七帙〕

〔正〕 虚空孕菩薩経二卷

〔請〕 千眼千臂觀世音菩薩陀羅尼神呪経二卷

〔請〕 觀世音菩薩秘密藏神呪経一卷

〔請〕 觀世音菩薩如意摩尼陀羅尼経一卷

〔請〕



観自在菩薩如意心陀羅尼呪經一卷 「請 以上五卷雜經第卅七帙」

十一面觀世音神呪經一卷 「請 以上一卷雜經第卅九帙」

虚空藏菩薩問仏經一卷 「請 以上一卷雜經第卅帙」

觀普賢菩薩行法經一卷 「請 以上一卷雜經第卅三帙」

虚空藏菩薩能滿諸願最勝心陀羅尼求聞持法一卷 「請

「以上一卷雜第五十六帙」

右

天平勝宝四年五月廿三日使僧朗叡「興福寺」

〔符經所〕

〔酒主筆〕 右、自慈訓師所奉請如件、司判依請、宜

施行之、

次官佐伯宿祢〔自朱筆〕 今毛人 主典阿刀連酒主

〔生人筆〕 〔以六月一日返訖 収生人〕

……………(紙継目)……………

〔史料12〕もいわゆる奉請文の継文で、写経所から他所への経巻貸出に関する書面を貼り継いで出納台帳としたものである。〔史料12A〕は、市原王家（備中宮）への経巻貸出に関する書面で、①市原王家の知事が書き上げた経巻リストを造東大寺司主典阿刀酒主が受領、②酒主が写経所にその経巻を探求して貸し出すよう指示した判を書き込み、写経所に送付、③写経所の呉原生人が貸し出しの記録を書き込み、④返却を記録、という手順が順次書き込まれていったものである。

ここで問題となるのは、事の発端となる市原王家からの借用依頼の伝達方法である。借用すべき経巻を書き上げた冒頭の四行は、意識的な伝達のための「仕掛け」を持たず、伝達書面とは言い難い。借用に来た使者が持参した経巻リストと同様の性格で考えられる。仮に、これとは別に借用依頼状（伝達書面）が存在したとすれば、それが継文に貼り継が

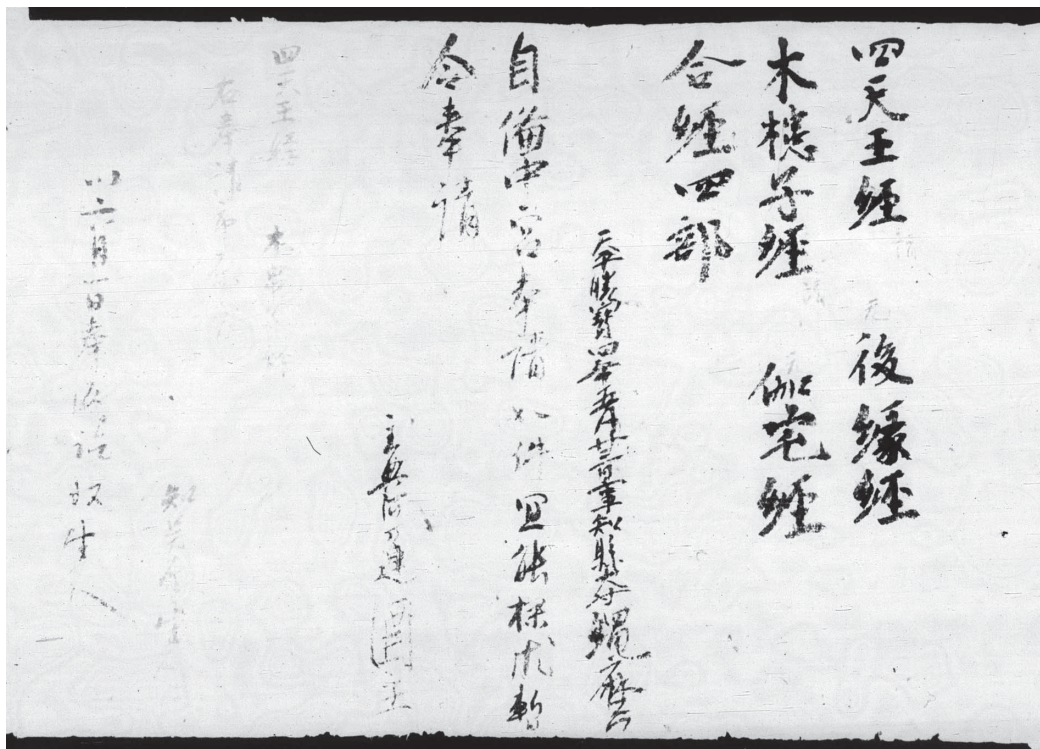


図8 備中宮奉請注文（史料12A）

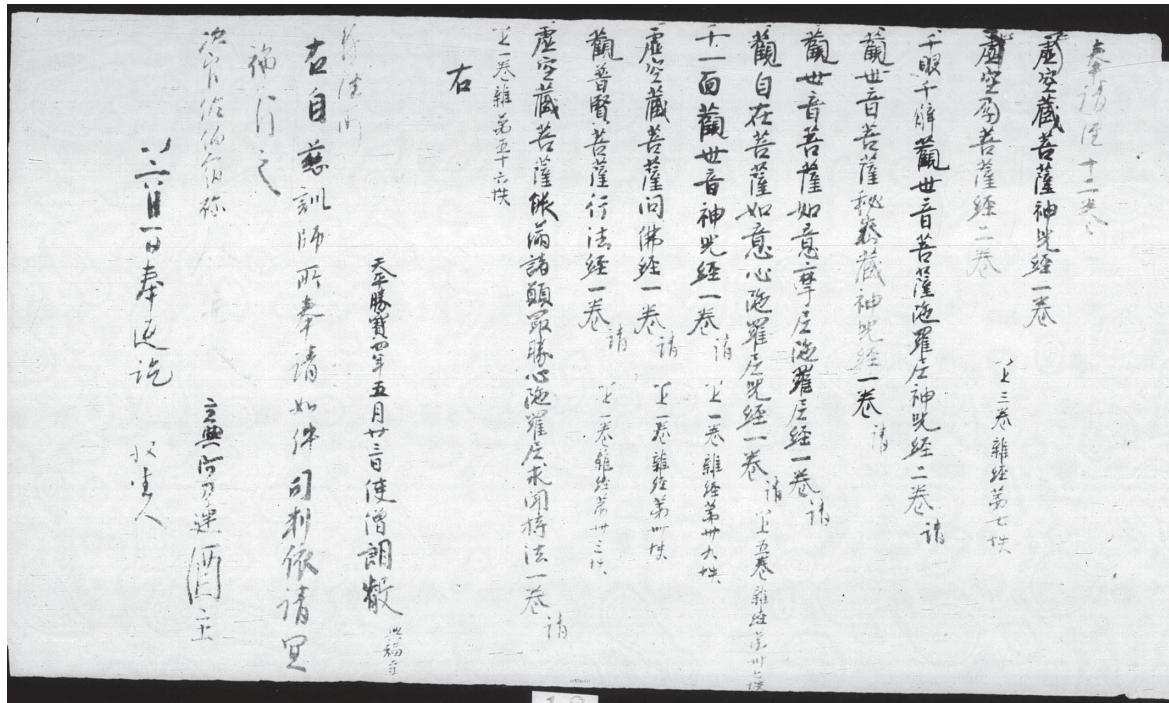


図9 興福寺慈訓師所奉請注文 (史料12B)

れたであろう。とすれば、借用の意思は使者が口頭で伝達したものと考  
えざるをえない。口頭伝達の際の補足書面の交付という受命記録の様相  
で見たのと同じ状況がここにもうかがえる。

〔史料12B〕も同様で、当初書き付けられた書面は、興福寺の慈訓の  
借用依頼経典を書き上げたリストである。その余白に、造東大寺司次官  
佐伯今毛人、主典阿刀酒主が署名して、貸し出しの実施を命ずる判が加  
えられている。書面の袖の「奉請経十二巻」、日下の使僧朗叡の下の「興  
福寺」、造東大寺司判の前行の「符経所」は、その際の追記と思われる。  
写経所では、貸し出しの経巻を確認し、リスト部分に「止」「請」「以上  
三巻雑経第七帙」等の書き込みを行っている。そのうえで継文に貼り継  
いで出納台帳とし、返却時にはその旨を書き込んだのである。

〔史料13〕経巻納櫃并散帳

(天平一五年カ)

(続修後集二三 古七ノ二二七)

(略)

散経

(略)

乙櫃

瓔珞経一部十六巻 不以状 借請大尼公所

十輪経一部十巻 状不知 十二年四月九日奉請東宮御所安倍御母馬万呂

解深蜜経一部五巻 黄紙表 紫檀軸 竹帙 黒紫綾縁 万里

丙櫃

華嚴経六十巻又五十巻 十二年八月十三日依十千代宣奉請宮中万呂家主

注涅槃経七十一巻 状不知又无月日 借請僧正所家主

法華経八巻 黄紙及表 綺緒 朱頂軸 竹帙 錦縁 緋裏

丁櫃

(略)



〔史料13〕経巻納櫃并散帳は、経櫃に納められている経巻を櫃ごとに見出し書き上げた目録で、末尾に散経として、櫃から出されて他所に貸し出された経巻の一覧があり、巻数、形態、貸出先、事由、年月日等が書き込まれている。この一覧は、経巻奉請の台帳などを参照して書き上げられたものである。その記載の中に、貸出先は明記されているにもかかわらず、「不以状」「状不知」「状不知又无月日」といった文言が記されている場合がある。これは、その経巻の借用について、「状」を伴わずに行われたこと（「不以状」）、「状」が見当たらないこと（「状不知」）を示していると思われる。経巻の借用において、書面を伴わず、口頭での申し入れだけで行われる場合があったことが判明する。一方で、こうした例が散経の中にもほんの僅かしかないことからすると、経巻借用には何らかの「状」が伴うのが通常であったことになる。そして、同帳でいう「状」とは、依頼状（伝達書面）だけを意味するのではないであろう。上述の奉請文継文などを見ても、貼り継がれている中には、伝達書面もあれば、経巻リスト（定着書面）もある。両者含めて「状」と称されていると考えておきたい。

### おわりに——口頭伝達と書面

本稿では、書面を文字による情報の定着と位置づけ、書面による情報伝達にはそれなりの「仕掛け」を伴うという視点から、受命の書面と経巻奉請関係の書面を取り上げ、場の移動や書面の役割の変化に留意すること、書面の履歴を検討し、書面を用いた業務の具体像を明らかにしていく作業を試みた。

情報を定着させただけの定着書面と、情報伝達のための「仕掛け」を持つ伝達書面との弁別を、ここでの検討の大きな手掛りとした。伝達のための「仕掛け」を持たず、情報を定着させただけの書面を検討すると、

それらが場を移動して利用されている様相をうかがうことができるが、内容の正確さ・確実さにおいて十分でない場合がままみられる。伝達の内容が明確でないまま、種々の業務が進行することは考えにくい。意思を伝達する別の方法が用いられたとみるべきである。

某者の宣を書き留めただけで、伝達のための「仕掛け」を持たない受命記録（定着書面）の背後には、口頭による伝達の存在がうかがえる。その書面が場を移動して利用されるのは、伝達の役割を担っているからではない。伝達自体は、口頭か、別途伝達書面が発行されて行われたとみられる。受命記録（定着書面）の交付は、伝達すべき内容の証明や補足の役割を果たすためと考えられる。そう理解することで、これまで見えなかった業務遂行の具体的なあり方に接近することができると思われる。

類似の様相は、経巻奉請関係の書面でも確認できる。正倉院文書の多数の例によれば、経巻奉請の際には、借用依頼状、送り状、受領状が伝達書面として作成されることが通常である。ただし、一部では口頭伝達による借用申し入れも行われていた。また、経巻の借用依頼、返却依頼の際に、受領すべき経巻のリスト（定着書面）が作成され、それを受け取りのための使者が相手先まで持参することはかなり広く行われていたようである。経巻受領の業務の確実な遂行のためにも必要な措置であったと思われる。ここにおいても、口頭や書面での伝達の補足資料として、定着書面が場を移動しながら利用されているのである。

これらの事例を総合的に考えると、そこには口頭伝達と書面伝達との併存ないし混淆の状況がうかがえる。どちらが正式なものであるかが必ずしも明確でなく、伝達内容による使い分けといったことが確立されていない状況である。受命の例として挙げた天皇・上皇や恵美押勝など政治的高位者の命令は、律令制的な官司秩序、管轄関係の枠を超越する内容であることが特徴である。こうした命令の伝達の必要は頻繁に生じたであろうが、それを官司制的な伝達ルートに乗せるとすると極めて煩雑



な手続きを要したであろう。手続きに手間を要する事態は、官司秩序の存在の中では多かれ少なかれ共通して生じるはずである。一方で、人間を介した音声による伝達は、以前から行われて来たものであるし、官司制的な伝達手順とは別に進められるところがあったであろう。口頭伝達を、官司制的な書面による情報伝達秩序とすり合わせ、調整を図るための模索が行われていたのが当時の状況だったのではなからうか。

ただ、音声による伝達も、ある段階からは官司制的な枠組の中で遂行される形に移行せざるを得ない。その段階では書面による処理が必要となる。また、口頭伝達においても、内容の真正さ・正確さ・確実さを担保するための書面の利用が、むしろ広範に行われていた印象を持つ。音声だけで伝達するのではなく、その内容を書面に記録する意識が一定の広がりを見せていたのが当時の状況ではないだろうか。<sup>(9)</sup>

この点で注目されるのは、「史料8」や「史料12」など、業務進行の手順を順次記録していく形の書面である。業務の発端からその後の経緯、各担当者の関わりとその権限や責任の所在が一つの書類に示される結果となっている。こうした書類のあり方は、公式令に掲げられている詔書式・勅旨式や位記式などのあり方と共通性を感じられる。「律令制的文書主義」の本質と、その官人社会への浸透が見通せるようにも思われるところである。

以上、整理の行き届かない検討ではあるが、口頭伝達と書面伝達の様相と両者の関係性の解明、また、書面様式の確立を展望するための僅かな糸口なりと示せたのではないだろうか。情報の伝達は、口頭にせよ書面にせよ、発信・受信両者の政治的・制度的・社会的関係性を反映せずには成り立たない。その点に関わる新たな知見を抽出・蓄積することを通じて、歴史理解の深化に寄与できると思われる。そのためにも分析の視角と手法の鍛造が求められる。正倉院文書について、さらに多様な局面からの検討が課題とならう。

註

- (1) 山口英男 a「文書と木簡」(石上英一編『日本の時代史・三〇 歴史と素材』吉川弘文館、二〇〇四年)、同 b「日本古代の文書・記録の諸様相―史料区分への新視角―」(佐藤道生編『古文書の諸相』慶應義塾大学文学部、二〇〇八年)。
- (2) 正倉院文書に見える受命記録については、早川庄八「官旨試論」(岩波書店、一九九〇年)が網羅的な検討を行っており、ここでも参照した。本稿は基本的に早川氏の視角を継承する意図の内容である。ただし、一つ一つの史料の理解については早川氏と見解を異にする場合があり、必ずしもその点付記しなかった。
- (3) 「史料4」・「史料5」は、ともに裏は空、現状は一紙の状態で伝来しており、貼等の復原は不明である。なお、「史料4」について、前掲拙稿 a・b では微妙な問題としつつ伝達書面とみなしたが、見解を改め、写経所に対する佐伯今毛人の指示・意思が記されていない点を重視し、単なる定着書面と判定する。
- (4) 比良麻呂が施薬院側に留められている解の控を受命の場まで持参し、それに蚊屋采女宣を書き留めたという想定もありえなくはないが、口頭伝達の際に補足・参考書面を交付する上述の例などを考えると、提出された施薬院解の正文を渡されたと考えて差し支えなからう。
- (5) この点は、公式令に定める詔書式・勅旨式あるいは位記式等が、その書面の発行に至る業務手順の記録ともなっていることと共通するように思われる。前掲拙稿 a 及び後述参照。
- (6) なお、書面が用いられたのであれば、薬物のリストを記載した出蔵命令書(伝達書面)が存在したのではないかと考えられそうであるが、その場合は、出用帳に比良麻呂の宣による出用と表記されることはなかったであろう。伝達書面は存在しなかったと考えられる。
- (7) この点は、前掲拙稿 a・b でも指摘したが、事例を補足し、改めて私見を整理しておきたい。
- (8) 栄原永遠男「北大家写経所と藤原北夫人発願一切経」(同『奈良時代の写経と内裏』塙書房、二〇〇〇年)。
- (9) 経巻奉請関係の書面などに、「某口状」によるという記載がしばしば見え、口頭での伝達内容の書面化と関わる表現ではないかと思われるが、本稿では検討に至らなかった。

(東京大学史料編纂所、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
二〇一四年一月七日受付、二〇一四年五月二六日審査終了

---

## Analysis of Functional Information of Shosoin Documents : Oral Communication and Documents

YAMAGUCHI Hideo

Shosoin documents are government documents no longer needed and disposed of. In this aspect, they have different characteristics from other historical documents; therefore, it is essential to employ methods and procedures appropriate to such characteristics during collection and analysis of their functional information. Analyzing Shosoin documents means analyzing government operations. When extracting information from Shosoin documents, it is crucial to clarify the life cycle of documents, from creation to use, storage, and disposal, and to pay attention to changes in place of use.

In this regard, the three categories of historical documents (textual materials) in the study of paleography, such as *monjo* (letter), *tenseki* (book), and *kiroku* (record), as well as recent arguments against the classification are worthy of note; however, there is some doubt about the direction of these studies. Textual materials are “media to convey information in writing”. They are aimed to influence (induce an action from) information recipients. The point is to distinguish between mere distribution of information and intentional transmission of information. Since accuracy and reliability are important for the latter, a variety of “devices” including document styles and documentation rules (*shosatsurei*) are made. There are distinctive differences in function depending on whether such a “device” exists or not; therefore, in the analysis of government operations, a close examination of such “devices” helps us extract a variety of information.

From the above point of view, this article investigates the documents which dictate the decisions of higher officials and which apply for sutras and compares their function in carrying out the duties with that of the documents which merely describes the content of instructions or requests. Through these analyses, this study reveals the specific situation where both oral and written communication were used and argues the significance that documents without any “devices” to convey information were reused at various places.

Key words: Shosoin documents, Study of paleography, Senji, Shakyujo (sutra copying office), Study of ancient historical materials